

## 東松山市シティプロモーションロゴマーク使用取扱要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、別記に掲げる東松山市シティプロモーションロゴマーク  
(以下「ロゴマーク」という。)の使用に関し、必要な事項を定める。

(権利の帰属)

第2条 ロゴマークに関する一切の権利は、市に帰属する。

(ロゴマークの使用目的)

第3条 ロゴマークは、市民の市への愛着や誇りを高めるとともに、市の魅力  
を広くプロモーションするために使用するものとする。

(使用できる者)

第4条 ロゴマークは、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、何人も使  
用することができる。

- (1) 市の品位を傷つけ、又は傷つけるおそれがあるとき。
- (2) 自己の商標又は意匠とするなど、独占的に使用し、又は使用するおそれ  
があるとき。
- (3) 法令又は公序良俗に反するとき又はそのおそれがあるとき。
- (4) 特定の個人、事業者、団体、政党又は宗教団体を支援し、又は公認して  
いるような誤解を与え、又は与えるおそれがあるとき。
- (5) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77  
号）第2条第2号に規定する暴力団又は同条第6号に規定する暴力団員若  
しくは暴力団と密接な関係を有する者が使用するおそれがあるとき。
- (6) 前各号に掲げるもののほか、その使用が前条に定める使用目的にかんが  
みて不適當であると市長が認めるとき。

(使用上の遵守事項)

第5条 ロゴマークを使用する者（以下「使用者」という。）は、次の各号に定  
める事項を遵守しなければならない。

- (1) 使用するデザインは、市長が別記に定めたものとする。
- (2) デザインの改変等の応用使用はしないこと。ただし、市長が認めた場合  
は、この限りでない。

(3) 商標権、意匠権等の知的財産権を取得しないこと。

(4) ロゴマークの使用により生じた事故、苦情等に関しては、使用者の責任において必要な処理を行うこと。

(使用料)

第6条 ロゴマークの使用料金は、無料とする。

(違反等に対する取扱い)

第7条 市長は、使用者が第5条各号に定める事項を遵守しなかったときその他この要綱に違反したときは、その使用の差止めの請求又は必要な指示等を行うことができる。

(所管)

第8条 ロゴマークの使用取扱いに関する事務は、施策及び事業の総合調整を所管する課で担当する。

(雑則)

第9条 この要綱に定めるもののほか、ロゴマークの取扱いに係る必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和6年12月11日から施行する。

別記（第1条関係）

東松山市シティプロモーションロゴマーク



**Higashimatsuyama**